

# 「いじめを見逃さない」長野県を目指して

心の支援課

## はじめに

- 平成 24 年 8 月 「“いじめを見逃さない長野県” をめざす共同メッセージ」  
→滋賀県大津市の事案を踏まえた緊急メッセージ
- 平成 25 年 9 月 「(国) いじめ防止対策推進法」施行
- 10 月 「(国) いじめの防止等のための基本的な方針」策定
- 平成 26 年 3 月 「長野県いじめ防止等のための基本的な方針」策定
- 平成 27 年 3 月 「長野県いじめ防止対策推進条例」施行
- 平成 29 年 3 月 「(国) いじめの防止等のための基本的な方針」改定  
→「けんかやふざけ合い」も含め、いじめをより積極的にきめ細かく認知する方向に
- 平成 30 年 3 月 「長野県いじめ防止等のための基本的な方針」改定

現状と課題	基本方針改定のポイント
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「いじめの定義」の理解に対する温度差がある。</li> <li>・いじめの認知の程度は上昇。一方、見過ごされたり、相談できずにいたりする場合も懸念。</li> <li>・相談しやすい体制をさらに充実させ、SOS を発信できる力を育てる必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「いじめの定義」の理解促進と積極的認知。</li> <li>・学校では、いじめから子どもたちを守るという強い決意をもって取組むとともに、学校の設置者である県や各市町村は、学校と連携し、主体的にいじめ防止等の取組を推進することが必要。</li> </ul>

## いじめに対する共通理解について

- ・ いじめと聞いて思い浮かべるイメージは教職員によって様々ですから、どれくらい厳しい態度で臨むべきかの判断もまちまち。自分の子ども時代の体験やこれまでに蓄積してきた知識や情報に基づいて、自分なりのいじめに対するイメージを作り上げているから。
- ・ この数十年、いじめが社会問題化するたびに、マスコミ報道が繰り返され、文部科学省や各教育委員会からも情報が提供されているので、それなりの共通の認識が形成されていて当然、という疑問も出るかもしれない。
- ・ しかし、学校関係者に限っても 1,980 年代半ばのいじめの第一次社会問題化の時点で教師だった者もいれば、「いじめ防止対策推進法」のきっかけになった大津のいじめ自殺の時点で学生だった者もいる。
- ・ マスコミ報道で取り上げられるいじめは重大事態がほとんどであるのに対し、学校現場で起きているいじめはささいなトラブルにしか見えないものがほとんどである。
- ・ こうした中で、「いじめ」に対する認識の共有が自然になされていくことなど、ありえない。

H27.12 国立教育政策研究所「生徒指導リーフ 21」より



県と市町村がいじめの現状を理解し、共通の認識に立って、いじめ問題への取組を進めたい

# 1 滋賀県大津市のいじめ自殺事案 (H23. 10)

## 【事案の概要】

- ・ 滋賀県大津市内の中学校の当時 2 年生の男子生徒がいじめを苦しんで自殺
- ・ 事件前後の学校と教育委員会の隠蔽体質が発覚、問題視され、大きく報道
- ・ 翌年には本事件が誘因となって「いじめ防止対策推進法」が国会で可決

## ○ 当初は「仲良しグループ」

- ・ 当初はゲームをしたり、花火大会に行ったり、一緒に寝泊まりする遊び仲間

## ○ 中2の2学期から行為がエスカレート

- ・ 教室内、廊下、トイレなどでふざけ合い（プロレスごっこ）や、ケンカのまね
- ・ 被害生徒Aはへらへらしている（ように見えた）
- ・ 同級生B、Cの暴力行為はエスカレートし、Aを倒してズボンを脱がせるなど
- ・ 体育大会では、ガムテープで体を巻いたり、死んだ蜂を口に入れようとした

## ○ B、Cら元同級生の意識

- ・ 一貫して「遊び、罰ゲーム」と説明。「男子生徒はいじめられ役で嫌がっていなかった」「顔に落書きされた時は笑っていた」

(29. 11. 28 大津地裁：同級生の1人とその母親 → 当時のいじめの認識を改めて否定)

## ○ 担任、学校の対応

- ・ 「一切いじめとの認識はなかった」と述べている。
- ・ 自殺後、「教育的配慮」により加害者の生徒に聞き取り調査を実施しなかったことが問題になる。

## 「調査報告書」より抜粋 (H25.1「大津市立中学校におけるいじめに関する第三者調査委員会」)

「学校全体にいじめの存在が学校のマイナスイメージに繋がるとの意識があったように思える。本件中学校でも道徳教育推進のモデル校の指定を受け、いじめを無くすことを一番に掲げていた。

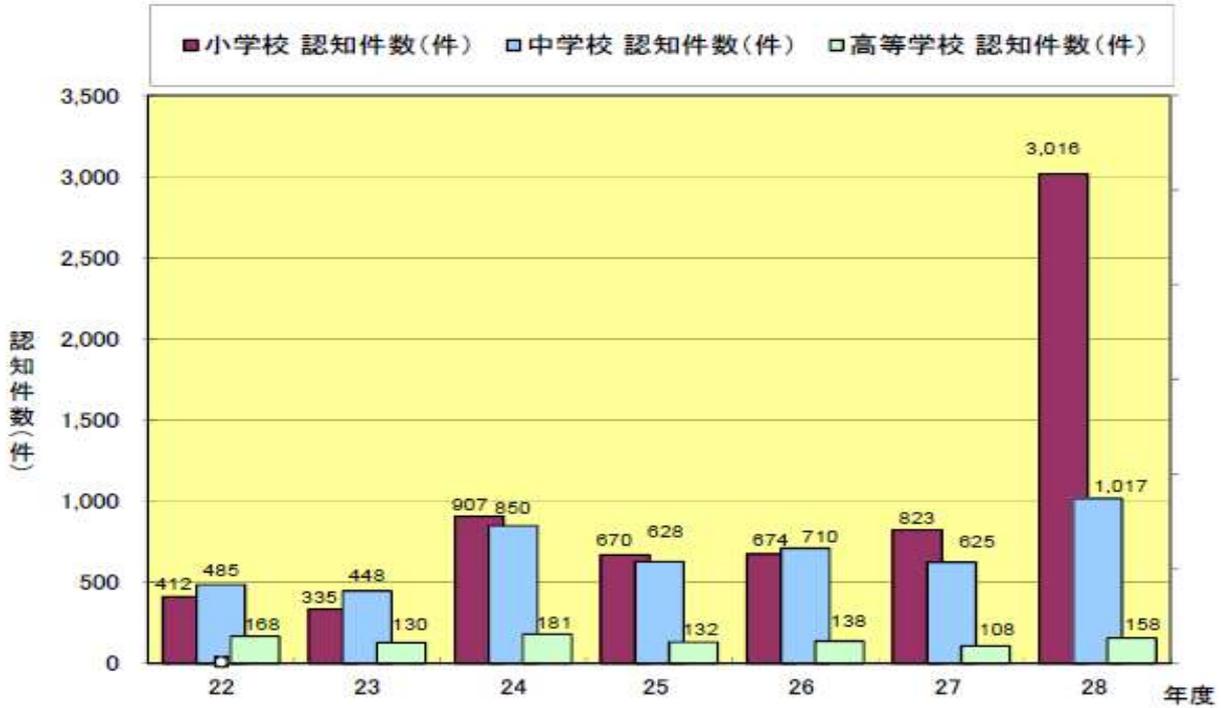
しかし、学校に対する社会的評価のために、いじめの認知に消極的になるということは、学校の体面のために子どもの権利侵害を容認することを意味する。

この結果、いじめの初期に有効な対応が取れないままいじめが進行し、不登校、さらには本件のような自死といった重大な結果をもたらすことになることを覚えておくべきである。とすれば、学校はいじめの発見に努め、その解決に向けて努力をすることこそが学校の本来の姿であるはずである。

このように考えれば、いじめを早期に発見し有効な対応をした学校、教員こそが積極的に評価されるべきで、そうした評価基準を設けて内外に周知させるとともに、社会はそうした学校、教員を歓迎する姿勢を持つべきである。」

# 長野県のいじめの状況（平成28年度）[県内国公私立・小中高特別支援学校]

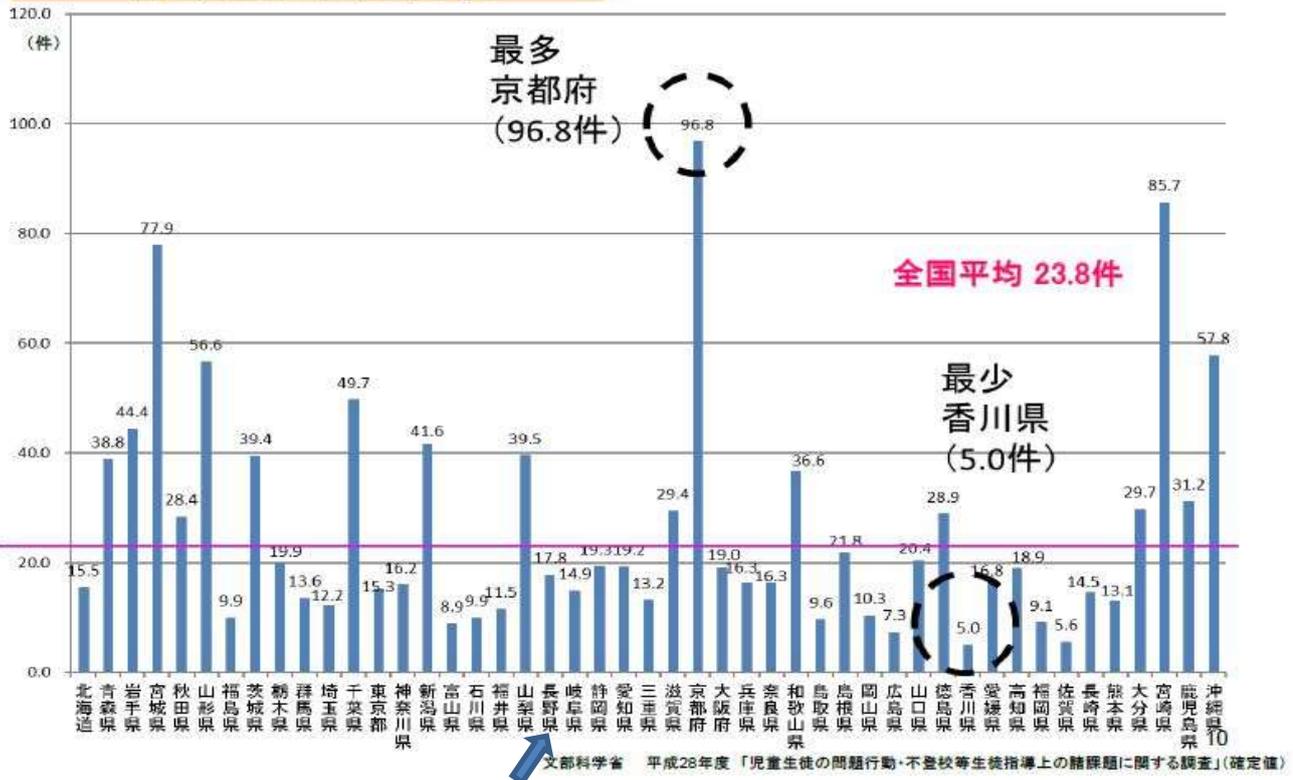
## 1 校種別認知件数



## 【参考】

## いじめの1,000人当たりの認知件数（平成28年度）[都道府県比較]

### 国公立小・中・高等学校



**(1) 県内小学校 1000 人当たりのいじめ認知件数（認知率）の状況（全 365 校）**

認知率	0	~10	~20	~30	~40	~50	~60	~70	~80	~90	~100	~110	110 以上
学校数	81	112	61	23	21	11	8	9	7	4	1	2	24

① 規模の大小にかかわらず、認知件数が「0ないし1」といった学校が相当数ある。

0 件の学校 81 校 例) 500 人規模以上の学校 6 校 / 75 校中

1 件の学校 69 校 例) 500 人規模以上の学校 6 校 / 75 校中

② 県のいじめ認知率の平均は 17.8 だが、認知率のきわめて高い学校が平均を押し上げている。

例)

	学校規模	いじめ認知件数
A 校	150 人	<u>42</u> 件
B 校	300 人	<u>143</u> 件
C 校	500 人	<u>246</u> 件

**(2) 県内中学校 1000 人当たりのいじめ認知件数（認知率）の状況（全 184 校）**

認知率	0	~10	~20	~30	~40	~50	~60	~70	~80	~90	~100	~110	110 以上
学校数	31	61	31	23	15	7	3	3	2	3	1	0	4

## 2 「いじめ防止対策推進法」の施行（H25.9）

### 平成6年度からの定義

「いじめ」とは、

- ①自分より弱いものに対して一方的に
- ②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、
- ③相手が深刻な苦痛を感じているもの

であって、学校としてその事実を確認しているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わないものとする。

なお、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断を表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うこと。

「弱いものに対して一方的に」

### 平成18年度に削除

「継続的に」

「深刻な」

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人的関係にある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。

### 法の定義（H25）

（第二条）

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※ 解釈の拡大：「けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もある」（「国」いじめの防止等のための基本的な方針」改定：H29.3文科省）

### 3 法に基づきたいじめの事例

#### (事例1) 一回限りでも「いじめ」

- ・ Aさんは同じクラスのB君に、いきなり頭を叩かれた。
- ・ Aさんは泣きながら担任に訴えた。
- ・ 担任はB君を厳しく注意。
- ・ 叩いたのはこの日だけ。

- ・ 何回ならば「いじめ」かという線引きが難しい
- ・ 1回限りのいじめが、深刻な被害感を与えたり、トラウマとなるケースを排除しない
- ・ 一連の反復されるいじめ行為の内の、ひとつだけが認知できたケースを排除しない

#### (事例2) 軽微ととらえがちな行為が積み重なって 重大事態に至ることがある

- ・ 体育の時間に肩を押された
- ・ 給食の準備中に教科書を投げられた
- ・ 走り幅跳びのまねをしろと言われた
- ・ ゲーム「太鼓の達人」のまねをさせられた
- ・ 自習中に消しゴムをぶつけられた
- ・ 宿泊研修で枕で叩きあい、ケンカになった
- ・ バスケ部で強いパスを出すなどの嫌がらせをされた

- ・ 軽微に見えるいじめについては、「よくあること」「大丈夫」と即断しない
- ・ ひとりで抱え込まず、必ず「いじめ防止等の対策のための組織」で共有する。

→ (法 第二十三条) 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

## 4 『いじめ追跡調査 2013～2015』より

H28.6 国立教育政策研究所 生徒指導・進路指導研究センター

平成 25 年 9 月 28 日、大津の中学生のいじめ自殺事案が平成 24 年に社会問題化したことをきっかけに生まれた「いじめ防止対策推進法」が施行されました。この法律は、国に対して「文部科学大臣は、関係行政機関の長と連携協力して、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「いじめ防止基本方針」という。）を定める」ことを求め、学校に対しても「当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める」ことを求めました。

それを受け、多くの学校が「学校いじめ防止基本方針」を策定し、同時に「当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織」を設置しました。文部科学省の調査によれば、「基本方針」については平成 26 年 5 月 1 日時点で 86.5%、同 10 月 1 日時点で 96.4%の学校が策定、「組織」については 93.8%（5 月 1 日時点）と 98.5%（10 月 1 日時点）の学校が設置、と報告されており、平成 27 年度末にはいずれも 100%となりました。

そのような取組にもかかわらず、いじめが原因と疑われる自殺事案は後を絶ちません。また、いわゆる「問題行動等調査」（児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査）におけるいじめの「認知件数」についても、依然として都道府県間や学校間における差は大きいままです。その背景の一つとして考えられるのは、児童生徒の同じ言動を目にしても、ある教職員(学校、市町村、都道府県)は「いじめである」と受け止めるのに対し、他の教職員(学校、市町村、都道府県)は「いじめではない」と受け止めるという認識のズレです。「基本方針」や「組織」も、教職員の意識や行動が伴わなければうまく機能することはありません。

「深刻ないじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうる」というのは、平成 8 年 1 月に当時の文部大臣が出した緊急アピールの一節です。この表現が単なる比喩ではなく、実態そのものであることを示してきたのが、国立教育研究所時代（1998 年）から現在に至るまでの 18 年間にわたって行われてきた国立教育政策研究所の『いじめ追跡調査』です。

いじめのような問題（第三者には「見えにくい」行為を含む問題）について、その実態や発生メカニズムを明らかにしようとする際には、児童生徒に対する何らかの調査が不可欠です。また、調査を実施する場合でも、1 回限りで終わる単発の調査結果を安易に一般化することには危険が伴います。そこで求められるのが、同一対象に対して複数回の調査を繰り返すことや定期的に調査を行うことです。しかも、複数回の結果をただ並列するだけでは、傾向は明らかになっても、その奥にある変容過程までは明らかになりません。したがって、詳細な分析を行うためには、個人を特定できる形で追跡的な調査を行うことが必要になってきます。

ところが、いじめのようにデリケートな問題を、上に述べたような理想的な形で、とりわけ個人を特定できる形で各学校が実施しようとする、児童生徒が本当のことを答えない可能性が考えられます（被害経験を答えることによって更にいじめがエスカレートすることを恐れる、加害経験を答えることによって叱責されることを恐れる等のため）。

国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センターでは、各学校現場が直接に収集することが困難なデータを各学校や教育委員会等に代わって収集・蓄積することで、継続的ないじめの追跡調査を実現してきました。

**【調査の概要】**

調査時期：6月末と11月末

調査対象：全体の状況を推測する際の根拠となりうる地方都市の小学校13校、中学校6校

対象児童生徒：小学校4年生から中学校3年生 1学年の児童生徒は概ね800人

質問項目（例 いじめの被害経験をたずねるもの）

皆さんは、学校の友だちのだれかから、いじわるをされたり、イヤな思いをさせられたりすることがあると思います。

そうしたいじわるやイヤなことを、みんなからされたり、何度も繰り返されたりすると、そうされた人はどうしてよいかかわらずにとても苦しい思いをしたり、みんなの前で恥ずかしい目にあわされてつらい思いをしたりします。

これから皆さんに質問するのは、そうしたいじわるやイヤなことを、むりやりされた体験や、反対に弱い立場の友だちにあなたがした体験についてです。

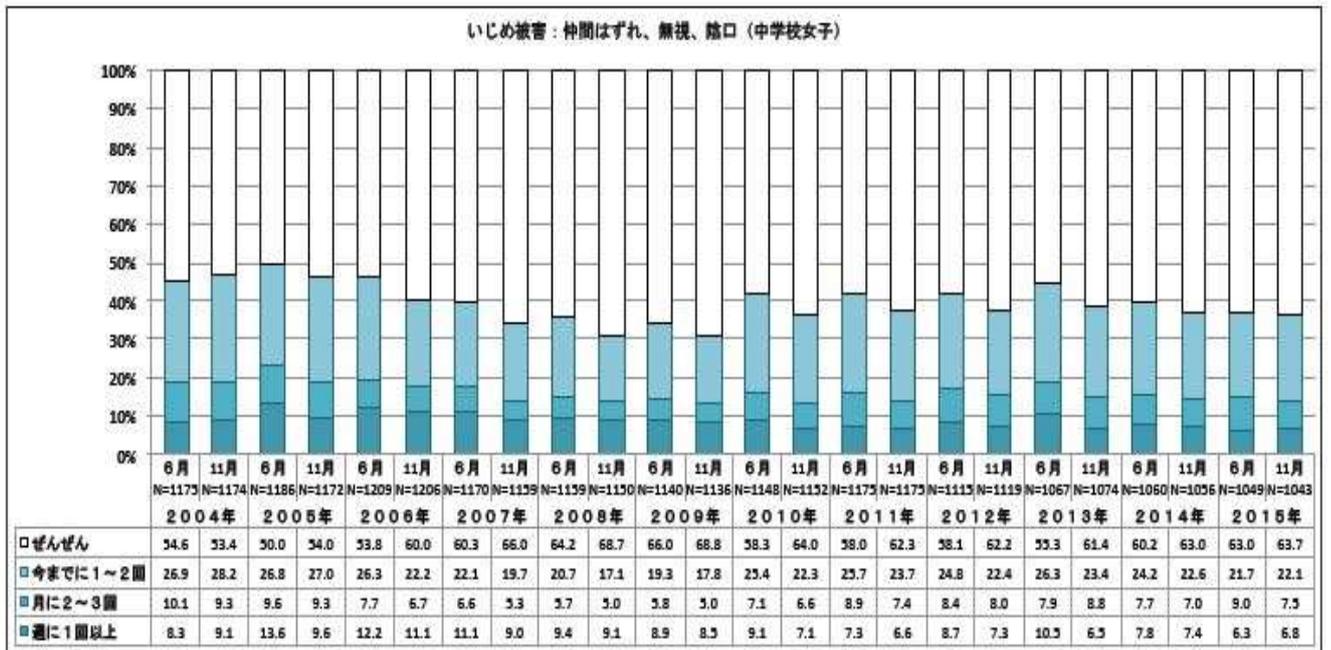
問5 いじわるやイヤなことには、いろいろなものがあります。あなたは、新学期になってから学校の友だちのだれかから、次のようなことをどのくらいされましたか。ア～カのそれぞれについて、一番近いと思う数字に、一つずつ○をつけていってください。

	1週間に何度も	1週間に1回くらい	2〜3回くらい	1か月に1〜2回くらい	今までに1〜2回くらい	ぜんぜんされなかった
ア. 仲間はずれにされたり、無視されたり、陰で悪口を言われたりした	1	2	3	4	5	
イ. からかわれたり、悪口やおどし文句、イヤなことを言われたりした	1	2	3	4	5	
ウ. 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりした	1	2	3	4	5	
エ. ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりした	1	2	3	4	5	
オ. お金や物を盗られたり、壊されたりした	1	2	3	4	5	
カ. パソコンや携帯電話で、イヤなことをされた	1	2	3	4	5	

○ 中学生の「仲間はずれ・無視・陰口」被害経験率の推移（男子） 2004—2015年



○ 中学生の「仲間はずれ・無視・陰口」被害経験率の推移（女子） 2004—2015年



いじめは、急増・急減するものではなく、常に起きているものと理解することができる。

○ 2010年度小学4年生の6年間12回分の「仲間はずれ・無視・陰口」経験（被害・加害）

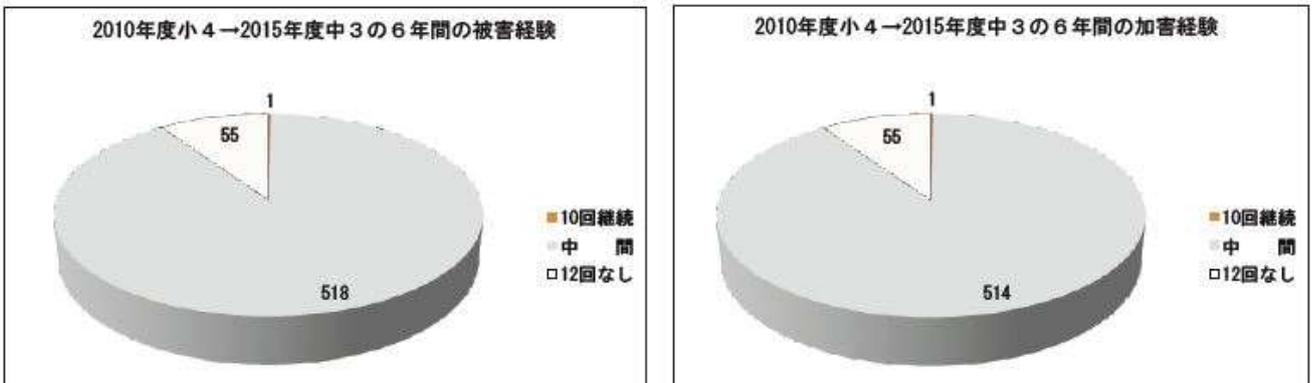


図5 2010年度小学4年生の6年間12回分の「仲間はずれ・無視・陰口」経験（被害・加害）

約9割の児童生徒が、いじめの被害も加害も経験している。

## 5 いじめ問題に対する責任

### (裁判例)

#### いじめ統合失調症国賠訴訟（広島地裁 H19.5）

- ・ 被害者：中学生男子
- ・ 概要：2年生になったころから数名の生徒による文房具の取りあげや破壊行為に端を発するいじめが始まり、石を投げつける、蹴る、万引きを強要するなどエスカレートした。3年生の6月から不登校、7月から妄想を覚えるようになり、11月に統合失調症と診断。生徒と保護者が、加害生徒とその保護者、学校設置者、給与負担者に対し、損害賠償を求め提訴。

#### ○裁判所の判断：一部認容（賠償額：660万円）

- ・ 中学生ぐらいの子ども間においてなされる、からかい、仲間はずれ等の有形力の行使を伴わない行為は、直ちに不法行為に当たるとは言えず、叩くなどの暴力行為であっても、その態様や程度によっては必ずしも不法行為に当たるとは言えない場合もありうるが、これらの行為を特定の生徒に対し、長期にわたって執拗に繰り返して実行し、肉体的・精神的苦痛を与えた場合には、不法行為に当たる。
- ・ 陰湿で悪質な嫌がらせ、蹴るなどの暴行、器物の損壊という問題行動をクラス担任から逐次知らされ、家庭内での指導を要請されていた両親は、わが子が違法ないじめを行うことを予見することは可能であった。

#### →加害者の両親に、教育・監督義務違反の不法行為に基づく損害賠償責任あり

- ・ 担任は、文房具損害行為を認識しておきながら、いじめの存在を全く疑うことなく、子ども同士のじゃれ合い程度のものと捉え、漫然と事態を傍観していた。
- ・ 広島市教育委員会は、詳細な調査をしなかったばかりか、真相究明を終了させようとした。

#### →当該学校を管理する地方公共団体は、国家賠償法1条1項の違法行為に該当

#### →当該学校の教師の給与を負担する地方公共団体も、同法3条1項に基づき、損害賠償責任あり

※ H20.10 広島高裁（控訴審：330万） → H22.1 最高裁（高裁判決を破棄）

→ H22.12 広島高裁（差戻控訴審：507万）

日時 平成 30 年 5 月 29 日（火）  
13 時から 15 時

場所 県庁議会棟 404・405 号会議室

### 【知事あいさつ】

- 新しい総合計画を策定し、「学びと自治で切り拓く新時代」として、様々な政策を進める上で、「学び」を重要な概念と位置付けて取り組んでいくところ。子どもたちの学び、大人の学び、人材育成確保と、広い意味で学びを捉え重視して県として進めていきたい。
- その中でもとりわけ皆様方と検討を行っていく子どもたちの学びは、長野県の産業や地域の発展にとって、大変重要なもの。長野県の総合計画の方向性についてご理解を頂いた上で、皆様方にはご支援を賜るようお願いしたい。
- 本日のテーマは「幼児教育・保育の充実」そして「いじめを見逃さない長野県を目指して」である。いつの段階でも学びの重要性ということが注目されていることから、この分野について私も長野県としてもしっかり取り組んでいきたい。
- また、いじめの問題については、昨年度、基本的な方針の改定を行ったところ。まだまだ、いじめがなくなるという状況ではあるが、いじめをどう認識してどう受け止め、どのように改善していくべきなのか、今日は基本的な問題意識の共有から始めていきたい。
- 教育現場に近い市町村の皆様、教育長の皆様方から積極的なご意見をいただき、忌憚のない意見交換を通して子ども達にとって良い方向性を少しでも皆様と共有していければ大変ありがたい。

### ＜議題 1：幼児教育・保育の充実について＞・・・省略

### ＜議題 2：いじめを見逃さない長野県を目指して＞

#### 【矢島教育委員】

- 皆さんが願っていることは共通だと思う。それは、全ての子どもが安心して健やかに、夢と希望を持って生きていく環境を保障できるような長野県にすること。私は今、CAP という活動を通して、子どもたち、先生、保護者を対象に、“子どもが、いじめや誘拐、性暴力、虐待、体罰など全ての暴力から自分の身を守るために、子ども自身ができること”をテーマにワークショップを行っている。
- 本日は、子どもの声を現場の声としてお伝えしたい。いじめは暴力の 1 つであり、エスカレートしていくもの。早い段階でいじめと認識するか、ふざけているだけと認識するかは、その後、大きな違いとなって反映される。
- いじめ、いじめではないという違いは力関係が働いているかどうか。力関係は、いつも一方的なものである。やめて、といった際にすぐやめてもらえる状況であれば力関係は働いていない。
- 例えば大津の事例。被害者は、笑わざるを得ないほど、みじめ・つらい・死にたいという気持ちであったということを知りたい。
- 認識の違いは、被害者の視点に立つか、加害者の視点に立つかという点から生まれる。まず私たち大人が、被害者の視点に立つことはとても重要である。いくつか事例を上げながら説明したい。
- ある子どもは、いじめによって不登校になった。そして、ネット依存に陥り、寂しさから SNS でつながった人に、性暴力を受けた。この問題の根本は、「いじめ」である。
- いじめの認知件数の増加は、被害者視点で物事を捉えるようになったということによって嬉しいこと。約 9 割の子どもたちが、いじめの被害も加害も経験しているという統計が資料にある中で、いじめの認知件数が 0～1 件の学校は、よっぽどの小規模の学校か、それとも本当にないのか。

もしくは子どもを見ていない、寄り添えずに見逃しているのではないか。

- 子どもの現状を、子どもの視点から見る事が非常に重要である。一晩でいじめの被害や加害が入れ替わる事だってある。
- いじめをエスカレートさせないために、認知した段階でストップできるかできないかという点が重要になってくる。小学校でしっかりした対応ができなければ、中学校でさらに大きな問題行動として表れる。早期にしっかりとした対応が望まれる。
- 加害者がいなければいじめは発生しない。被害者は決して悪くない。もっと強くなれ、嫌なら嫌といえればいいじゃないか、といった指導は、加害者の視点である。ある小学校の子どもの事例では、いじめについて、先生に相談したら、自分ひとりで嫌だと言ってごらんと言われた。それができないから先生に相談に行ったのに。その子は教室に入れなくなった。既にいじめによって力を奪われている、家庭で愛情をたっぷりもらえていないために「嫌だ」と言えるほどの自己肯定感がない子どももいる。
- では、いじめの加害者を排除すればよいのかというと、そうではない。加害者は、いじめをせざるを得ないほどの何か背景を抱えているという認識が重要。いじめをしてしまう加害者、これは、SOSのサインである。あるとてもひどいいじめをしていた中学生の子どもの事例を挙げる。小学生のときにひどいいじめを受け、それを周りの大人に相談したら、すぐにいじめはなくなったのだが、いじめられたときの、みじめな辛かった気持ちを誰も聴いてくれなかった。だからその気持ちを抱えたまま中学へ進学し、何かのきっかけで爆発して人をいじめてしまっている。いじめの加害者である前に、いじめの被害者であった。
- また、いじめと万引きを繰り返す子どもの話を聞いたが、シングル家庭であり、貧困家庭であった。親は遅くまで働き、スーパーで買って来た惣菜を夜、みんなで食べる。寝る時間が遅くなり、早く起きられなくなる。やっと起きて学校へ行ったときに、先生から、給食だけ食べにきたのか、と言われた。それまで一生懸命学校へ行っていたのに、みじめな悔しい気持ちになって学校へ行けなくなった。散々悪いことをしてきた。いじめも万引きもしたが、生きていくにはそれしかなかった。ぎりぎりのところで生きている子どもたちは、大人の何気ない一言で本当につらい気持ちになる。
- 大人の対応の悪さ、大人から傷つけられた結果、いじめの加害者になっている。いじめの問題は、子どもの問題のように感じるけれど、大人の問題もかなり大きい。子どもの気持ちに寄り添って、共感して一緒に考えていく大人の存在が必要不可欠。先ほどの、いじめを繰り返す子どもは、一人の先生との出逢いによって本当に変わった。助けてもらった。早期にこれができるれば、子ども自身の心が強くなり、自分には頼れる人がいるんだ、と思えば、同じことをされても言われても、跳ね返す力につながっていく。認知件数もそれにより減ってくるのではないか。そして、いじめの連鎖も止められる。
- SOSを出す教育、と言われるが、子どもたちは散々SOSを出している。それをキャッチできない大人が多いために、見逃されてしまう。小学校5年生のときに自殺を試みた子どもから、「誰も気がついてくれなかった」と言われたことがある。大人の人権感覚を磨いて、子どもの心と体を傷つけるいじめは、人権侵害であることを共通認識して、全ての子どもたちが健やかに育てる長野県になってほしいと思う。

#### 【青木村教育長】

- 青木村では、カウンセラーを雇用して、保育園・小学校・中学校に、週1日ずつ駐在していただ

き、お子さんや先生方、保護者の方の話を聞くようにしている。

- 考え方としては、トラブル・いじめはどこにでもあるという認識で行こうと話している。ピンチはチャンスにしようという考え方。ピンチだと思ったら表に出したくない、しかしこれは集団づくり・学級づくりのチャンスになるという考え方に転換をする。私が教師をしていた際も、クラスのトラブルはたくさんあった。しかし、みんなできちんと話し合いの時間を持ち、こういうクラスに変えて行こう、と結論づけた子供たちの顔は明るくなっていた。

### 【長野市教育長】

- 長野市も積極的にいじめを認知していこうということで 100 件以上増えている。認知件数が 0 という学校はなし、という方向で動いている。ただし、闇雲に言ってもいけないので、やや統計的なことを話すと、小学校の 3 年生・5 年生の時期に認知件数が増えている。成長の発達段階にも関係があるのか、この学年をもつ先生には、より一層子どもたちに着目し、様子を見るよう、今年度からお願いしているところ。
- 見逃さないということを前提にすると、どれだけ多く、いじめの認知件数を増やしたかという点もポイント。ただ、学校の対応だけでは、中々解消に向かわない現状もある。それについては、教育委員会としても全力でバックアップしていきたいと思っている。

### 【箕輪町教育長】

- 教員時代、生徒指導の厳しいと言われる学校ばかりにいた。大事なことは、「隠さない」ということ。そうすると、地域の皆さんに色々な指摘を受ける。前はもっと良い状況だったのに、と言われることもあるが、それは表面化していなかっただけの話である場合もある。
- 隠さずに伝えると、地域の皆さんは、「それほど苦労されているならば、みんなで応援しましょう」となる。少しでも改善されれば、それを励みにまた頑張れる。いじめのことについても、0 という学校もある中で、本当の数を上げていく、その上でそれはいじめなのかそうでないのかということを見極め、重大事案にならないようにしていくことが大事。生徒指導と同じであると思った。
- 「長野の子ども白書」に関する新聞記事から。学校の授業に満足している子どもたちは、自尊心も高く、自己肯定感も強いといった分析を見た。いじめを見逃さないということと合わせながら、学校は楽しいという気持ちを子どもたちに育てていくことも重要であると考えている。

### 【知事】

- いじめの話は感覚意識の共有から。この調査にあるように、いじめとは、一体何か。認知をしているか、していないかは、極めて重要。
- 私が子供の頃は、年中喧嘩していた。自分たちの経験に照らすと、それくらい頑張りなさい、と対応してしまう大人が多いと感じる。感覚が違っているのだろう。
- 一般的ないじめについて、本当に、腹の底に落ちたような定義づけがされていないので、学校毎の認知数の違いが生まれる。
- また、行政として対応するときに、どこを防衛ラインとするのか。完全予防なのか、早期の対応なのか、それとも、家屋が燃焼することだけは避けよう、といった程度にするのか、ここも、根幹的な認識の共有ができていない。いじめをなくす、と言った際の受け止め方が人それぞれ違っている。ここを共有する必要があるのではないか。

### 【矢島教育委員】

- まっすぐな成功人生を歩んできた中で、いじめたり、いじめられたりという些細なイベントがあったという大人の中には、共感できない人もいると思う。昔と今と、地域力、家庭力も違う中で、学校・家庭・地域を全てひっくるめて、解消していく必要がある。
- 一人で抱え込まない、嫌なことは嫌と子どもたちが言える、跳ね返すことができる状況にすることが大事。

### 【知事】

- どの辺りで防いだら良いのか。

### 【矢島教育委員】

- 先生が認知した段階で、これ以上大きくならなければ良い。先生方がしっかり寄り添って、子どもたちに大丈夫と思わせること。また同じことが繰り返されたときにどうすればよいかを一緒に考える。一度受け入れてもらった子どもたちは、大人の存在が後ろ盾となってくれるという気持ちから大丈夫になる。

### 【青木村教育長】

- 先ほど、発達障がいのお子さんの早期支援をすることで、障がいを克服したという事例をお話した。発達障がいの8割にはコミュニケーションのトラブルがあると思っている。克服した、とはどういうことかと言うと、その日嫌なことがあったら必ず先生に相談するという仕組みを構成していたことが関わってくる。2時間目の休み時間は支援員がついてトラブルに対応した。1年半にわたって、その日のトラブルは、その日のうちに解決するようにしたことでその子は、コミュニケーション能力を自分で獲得していくことができた。そのため、3年生からは何の支援もいらなくなった。相談する相手がいたということが最高の支援だったと考える。

### 【佐久市長】

- 隠ぺいという心理を考えたときに、解決しづらい、という状況がある。これにより、いじめを過小評価してしまう現象が起きるのでは。いじめを認知しやすい状況を作るとともに、解決する術、道筋を構築していかないといけない。
- ポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチは、どの問題にもある。ポピュレーションアプローチは、いじめる側、いじめられる側について、「いじめは良くない」「いじめが起きたらこう対処しましょう」といったことを教えている。そしていざ、実際にいじめが起きた場合の、ハイリスクな状態になったときのアプローチというのは、いじめられた被害者に寄り添う方法だった。相談窓口を設けるなど、市町村の皆さんも取り組んでいることかと思う。ただ、いじめは、被害者だけでなく、「いじめた人の心理」にも寄り添うことが必要だと考える。ハイリスクアプローチにはそれがなかった。現場の先生方のスキルによって、加害者への寄り添い方は違っていた。だから上手くいくときもあればいかないときもあった。ここを一般化していくことが重要。
- いじめをした人へは、反省を促すことが第一になっている。しかしお話を伺っていて、いじめを深く解決していくためには、反省を促すことに留まらないで、いじめた人の心理・背景を紐解いていかないといけないと認識。これは相当難しいことではあるが、いじめをしてしまった子に対するハイリスクアプローチが整っていないことが、問題解決を難しくしていることを整理できた。

### 【矢島教育委員】

○視点を変えれば良いと思う。子どもたちは、いじめはいけないとわかっている。それでもいじめをしてしまう。加害者に対して、いじめはいけないと反省文を書かせたりすることは、指導であり、根本的な解決につながらない。指導から、いじめをせざるを得ないほど大変なことがあるのね、一緒に考えよう、といった、支援にシフトすると効果が表れる。

### 【小川村教育長】

- 近隣の教育長さんといじめについて話しあう中で、小学生の高学年とか中学生になってくると、ラインや Twitter など、SNS を介したいじめが多いことが話題になった。学校の教職員が気づかないうちに、疎外されている。被害者の子も最初は気づかない。養護教諭に相談して初めて、発覚する事例もある。昨日まで仲良かった子ども同士が今日突然変わっている。子どもたちは、コロナ変わっていく人間関係に怯えながら生活している事例もある。
- 担任のところには行きづらいという子どももいる。かつて「聞いてねルーム」という相談室を校内に3か所設置したことがある。誰のところでもいいから、相談にいけるように、周りの大人が機会や場所を作ってあげることがとても大事ではないか。見えないいじめ、学校外で起きているいじめに、学校がどう気づいていけるのか、手をつけていくひとつの機会となるのではないか、と思う。

### 【長野市長】

- 子どもは、本当に大人の言うことを見て、聞いている。子どもは非常に感受性があり、理解力がある。小学校・中学校へ上がる前に、保育園・幼稚園の段階で、いじめの兆候があれば、先生が、これはいけないことだ、と言えるようにすることが大事。
- 今の大人は、人の子どもを怒れない状況。地域で子どもを育てる大切さを再認識し、小さい時から、いけないことはいけない・良いことは良い、と気づかせていく必要がある。

### 【川上村長】

- 問題の深刻さを感じているところ。我々の育ったときのことをベースに考えることは全くの誤り。我々の時代は、自己完結的なことで収まっていた。今は、いじめがどんどん大きな問題になってしまう時代。
- 子どもたちの日常は、勉強の中にも打算を相当含んだ生活であることをしっかり認識しなければいけない。人間の尊厳を子どもたちの中にしっかり育てていかないといけない。
- いじめの細かな認知をすることも大事だが、その先がさらに重要。深刻な状況にならないよう、どういう取組をすべきか考えていかなければならない。

### 【諏訪市教育長】

- 認知件数については、増加・減少を繰り返している。対策が功を奏して数が減ったかと思えば、現在急激に増加している。風化させてはいけない、ということで力を入れたり、問題に挙げられたりした際に、件数が増えていると感じる。
- 大人のセンサーが錆びてしまっていてはいけない。もっとオープンに話し合うことが大事である。そして、子どもを知ることが、大人のセンサーを錆びつかせない秘訣だと思う。法律等を整備しても、それだけでは解決しないことをしっかり認識しないといけない。
- また、「いじめはどこにでもある」というフレーズは二面性を持っている。「いじめがあることは、

当たり前のことである」という安心感を与えるが、逆に「どこにでもあるのだから、大事にしないで構わない」という危険な思考にもつながる恐れがある。

### 【矢島教育委員】

- いじめの問題は、大人の問題と発言したが、例えば家庭での噂話（「あの子は福島県から越してきた」「コミュニケーションが苦手である」といったもの）を何気なくしている、その会話をいじめの契機とする子どもがいる。私たち、大人が学んでいかなければならない。良いモデルとなる大人が必要になると思う。

### 【原山教育長】

- いじめの認知件数ということで、データが出る。我々は、データを元に対策を考えざるを得ないが、0件と100件というデータが混在するものを信頼できるのか、といった議論になる。認知ということに関しては、共通の認識を持つ必要がある。
- 事案がいじめ・攻撃であるかどうかは、被害者にとって、という見方でないといけない。子どもたちの誰もが被害を受け、誰もが加害者になるという時代。学校でどうしたらいいか、地域でどうしたらいいか、考えなければならない。いじめの認知件数が増えることが悪いという社会的な感覚を一掃すべきである。いじめを認知し、早期に捉えて重大化させないということを、まず目指すべきではないか。これを社会の常識にしたい。

### 【知事】

- これから解決のためにどうするのか、ということは重要。学校だけの責任にしてはいけないという観点。事象は学校で起きていても、原因は学校だけに留まらない。社会的な問題という認識で考えなければいけない。
- いじめる側へのサポートも検討していかなければならない。表面的、一時的に抑え込んでも解決にはならない。心の拠りどころとして存在できる大人を見つけられるように支援することが大事。実態を把握した上で、深く考えていきたい。

### 【轟教育次長】

- いじめを見逃さないという問題、近年の特徴である SNS を通じたいじめ、看過することなくいかに早期に対応するのかという問題等、様々なご意見をいただいた。
- いじめの問題は、長野県いじめ問題対策連絡協議会という場があるので、今日のご意見引き継がせていただき、踏み込んだ議論を進めたい。
- 次回以降、総合教育懇談会の場でも、機会を見ながらご議論いただく場を設けていければと考えている。

## 1 いじめの認知について

「県と市町村との総合教育懇談会（5月29日開催）」の結果から

- いじめの認知件数の増加は、被害者視点で物事を捉えるようになったということ喜事ばしいこと。約9割の子どもたちが、いじめの被害も加害も経験しているという統計が資料にある中で、いじめの認知件数が0～1件の学校は、よっぽどの小規模の学校か、それとも本当にはないのか。もしくは子どもを見ていない、寄り添えずに見逃しているのではないか。（矢島教育委員）
- 考え方としては、トラブル・いじめはどこにでもあるという認識でいこうと話している。（青木村教育長）
- 長野市も積極的にいじめを認知していこうということで100件以上増えている。0という学校はなし、という方向で動いている。（長野市教育長）
- 大事なことは、「隠さない」ということ。（箕輪町教育長）
- 認知をしているか、していないかは、極めて重要。（知事）
- いじめを認知しやすい状況を作るとともに、解決する術、道筋を構築していかないとけない。（佐久市長）
- 大人のセンサーが錆びてしまっていてはいけない。もっとオープンに話し合うことが大事である。そして、子どもを知ることが、大人のセンサーを錆びつかせない秘訣だと思う。（諏訪市教育長）
- いじめの認知件数が増えることが悪いという社会的な感覚を一掃すべきである。（原山教育長）



（共通の認識として確認されたこと）

### いじめの積極的な認知は重要である（認知件数の増加に対する肯定的評価）

いじめはどの学級、どの学校でも起こりうることを認識するとともに、「いじめの

（さらに協議が必要とされたこと）

### いじめを認知したあとの適切な対処はどうあるべきか

- ・ いじめの細かな認知をすることも大事だが、その先がさらに重要。深刻な状況にならないよう、どういう取組をすべきか考えていかなければならない。（川上村長）
- ・ いじめを認知し、早期に捉えて重大化させないということを、まず目指すべきではないか。（原山教育長）
- ・ どこを防衛ラインとするのか。完全予防なのか、早期の対応なのか、それとも、家屋が燃焼することだけは避けよう、といった程度にするのか、ここも、根幹的な認識の共有が必要。（知事）

## 2 【本日の協議1】いじめへの適切な対処について

「県と市町村との総合教育懇談会（5月29日開催）」の結果から

- 発達障がい児童生徒の8割にはコミュニケーションのトラブルがあると思っている。1年半にわたって、その日のトラブルは、その日のうちに解決するようにしたこととその子は、コミュニケーション能力を自分で獲得していきることができた。（青木村教育長）

### 【被害児童生徒への支援】

- 被害者は決して悪くない。もっと強くなれ、嫌なら嫌といえればいいじゃないか、といった指導は、加害者の視点である。
  - ・ 子どもの気持ちに寄り添って、共感して一緒に考えていく大人の存在が必要不可欠。子ども自身の心が強くなり、自分には頼れる人がいるんだと思えば、同じことをされても言われても、跳ね返す力につながっていく。（矢島教育委員）

### 【加害児童生徒への指導】

- 加害者に対して、いじめはいけないと反省文を書かせたりすることは、指導であり、根本的な解決につながらない。指導から、いじめをせざるを得ないほど大変なことがあるのね、一緒に考えよう、といった、支援にシフトすると効果が表れる。（矢島教育委員）
- いじめをした人へは、反省を促すことが第一になっている。しかしお話を伺っていて、いじめを深く解決していくためには、反省を促すことに留まらないで、いじめた人の心理・背景を紐解いていかないといけないと認識。（佐久市長）
- いじめる側へのサポートも検討していかなければならない。表面的、一時的に抑え込んでも解決にはならない。心の拠りどころとして存在できる大人を見つけられるように支援することが大事。実態を把握した上で、深く考えていきたい。（知事）

（参考）

「いじめ防止等のための基本的な方針（30.3.23改定）」より

### 二 いじめの防止等のための対策 1 学校の取組 (5) いじめへの対応

いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてくれた児童生徒の安全を確保したうえで、教職員は一人で抱え込むことなく、速やかに「いじめの防止等の対策のための組織」に、当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的対応につなげなければならない。すなわち、学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、当該組織に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反し得ることになる。そのため、自校の「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、全職員が組織的対応の仕方を以下のポイントをもとに共通理解しておく必要がある。

- 見通しをもった支援・指導ができるように、対応の手順を明確にし、共通理解
- 支援・指導方針や、具体的な対応の仕方、役割分担の決定
- 全体像の把握（事実確認）…いじめの訴えの傾聴、事実と気持ちの聴き取り、事実関係の整理（いじめの構造）、保護者との連携等のポイントの共通理解
- いじめられた児童生徒、保護者への支援…必ず守り通す姿勢、心のケアや様々な弾力的な措置（別室での学習等）、保護者への迅速な連絡と対応の情報共有、児童生徒に寄り添い支える体制づくり等
- いじめた児童生徒への指導と保護者への助言…事実と気持ちの聴き取り、いじめをやめさせる、疎外感や孤立感を与えないような配慮の下に指導を継続（いじめてしまった背景に十分留意した適切な指導）、保護者への迅速な連絡と継続した助言、よさを伸ばしていけるようなかかわりの継続等により、自己肯定感・自己有用感を高め、再びいじめに向かうことのないよう再発防止に努める
- いじめが起きた集団への指導のポイントの共通理解
- 学校の設置者（教育委員会）への報告。保護者への連絡と連携した支援・指導
- 必要に応じて、関係機関（警察、児童相談所等）との連携体制構築

また、いじめは単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは以下の2つの要件が満たされている必要がある。

- ① いじめに係る行為が少なくとも3ヶ月を目安として止んでいること
- ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと